

現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領

平成28年6月1日制定

(目的)

第1条 この要領は、東金市が発注する工事に係る現場代理人の工事現場への常駐義務緩和の要件及び事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の常駐義務緩和の要件)

第2条 建設工事請負契約の締結後において、次の各号のいずれかに該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。

- (1) 工事現場において、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間。
- (3) 工事完成通知書の提出があった日から引渡しまでの期間。

2 当該工事の現場代理人が他の東金市が発注する工事の現場代理人（主任技術者を兼任する場合を含む。）を兼任することについて、受注者から届出があり、次に掲げるすべての条件を満たす場合は、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。

- (1) 対象工事は、すべて請負代金額が4,000万円未満であること。
- (2) 対象工事は、当該工事を含め2件までであること。

3 当該工事の現場代理人が、前項に該当し、他の工事の主任技術者を兼任する届出があったときは、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。

(現場代理人を兼任させる場合の事務)

第3条 受注者は、現場代理人を兼任させる場合は、主任技術者等選任通知書（写）に加えて、現場代理人兼任届（別記第1号様式）により速やかに総務部財政課に届け出ること。

2 前条第2項の届出があり、次のいずれかに該当する場合、現場代理人変更届（別記第2号様式）により速やかに総務部財政課に届け出ること。

- (1) 契約変更により、一方の工事の請負代金額が4,000万円以上となった場合。
- (2) 病気・死亡・退職等特別な事情が生じた場合。

(現場代理人の責務)

第4条 現場代理人が、常駐を要しないものとするときであっても、契約上の職務を免じるものではない。

附 則

- 1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領（平成26年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

解説)

現場代理人及び主任技術者の工事の兼任ができる場合は、以下5つの事例のみとします。

- ①現場代理人及び主任技術者を同一の技術者が兼ねる場合
- ②両方の工事の現場代理人と1件の工事の主任技術者を同一の技術者が兼ねる場合
- ③両方の工事の現場代理人を同一の技術者、両方の工事の主任技術者を別の同一の技術者が兼ねる場合
- ④両方の工事の現場代理人は同一の技術者で、主任技術者は別々の技術者の場合
- ⑤1件の工事の現場代理人と両方の工事の主任技術者を同一の技術者が兼ねる場合

番号	①		②		③	
	工事1	工事2	工事1	工事2	工事1	工事2
現場代理人	A	A	A	A	A	A
主任技術者	A	A	A	B	B	B

番号	④		⑤	
	工事1	工事2	工事1	工事2
現場代理人	A	A	A	B
主任技術者	B	C	A	A

別 記

第1号様式（第3条）

現場代理人兼任届

令和 年 月 日

（あて先）東 金 市 長

住 所

商号または名称

代表者職氏名

次のとおり、現場代理人を兼任することとしましたので届け出ます。

なお、下記工事の契約に関し、現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領に定められた事項について全て満たしていることを誓約するとともに、当該工事の現場代理人の兼任に関する違反の事実が明らかになった場合には、契約解除等の措置をされても異議を申し立てません。

現場代理人氏名		
現在契約締結している工事	担当課名	
	工事名	
	契約金額	
	工期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
	摘要	
新たに兼任を希望する工事	担当課名	
	工事名	
	契約金額	
	工期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
	摘要	

※ 添付書類

1. 現在契約している工事の契約書（写）（工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の記載のある箇所）
2. 現在契約している工事の主任技術者等選任通知書（写）

現場代理人変更届

年 月 日

（あて先）東 金 市 長

住 所

商号または名称

代表者職氏名

次のとおり、現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領に基づき、現場代理人を変更することとしましたので届け出ます。

担当課名		
工事名		
契約金額		
工期		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
変更前	現場代理人氏名	
	摘 要	
変更後	現場代理人氏名	
	摘 要	
変更理由		